

平成 20 年第 3 回防府市議会定例会会議録（その 5）

平成 20 年 9 月 24 日（水曜日）

議事日程

平成 20 年 9 月 24 日（水曜日） 午前 10 時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 認定第 1 号 平成 19 年度防府市水道事業決算の認定について
（水道事業決算特別委員会委員長報告）
- 4 議案第 61 号 平成 20 年度防府市一般会計補正予算（第 2 号）
（各常任委員会委員長報告）
- 5 議案第 62 号 平成 20 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）
（総務委員会委員長報告）
- 議案第 63 号 平成 20 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 65 号 平成 20 年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 66 号 平成 20 年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 67 号 平成 20 年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 68 号 平成 20 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
（以上教育民生委員会委員長報告）
- 議案第 64 号 平成 20 年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
（建設委員会委員長報告）
- 6 報告第 20 号 平成 19 年度防府市一般会計継続費精算報告について
- 7 報告第 21 号 平成 19 年度防府市公共下水道事業特別会計継続費精算報告について
- 8 報告第 22 号 平成 19 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 9 認定第 2 号 平成 19 年度決算の認定について
- 10 議案第 69 号 工事請負契約の締結について
- 11 議案第 70 号 防府市議会委員会条例中改正について

12 議案第71号 防府市議会図書室条例及び防府市議会政務調査費の交付に関する条例中改正について

議案第72号 防府市議会会議規則中改正について

13 常任委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（29名）

1番	原田洋介君	2番	高砂朋子君
3番	重川恭年君	4番	山本久江君
5番	弘中正俊君	6番	藤本和久君
7番	河杉憲二君	8番	松村学君
9番	斉藤旭君	10番	横田和雄君
11番	深田慎治君	12番	馬野昭彦君
13番	大村崇治君	14番	今津誠一君
15番	安藤二郎君	16番	平田豊民君
17番	木村一彦君	18番	三原昭治君
19番	山根祐二君	20番	伊藤央君
21番	藤野文彦君	22番	山下和明君
23番	田中健次君	24番	中司実君
25番	山田如仙君	26番	久保玄爾君
27番	河村龍夫君	28番	佐鹿博敏君
30番	行重延昭君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	嘉村悦男君
会計管理者	内藤和行君	財務部長	吉村廣樹君
総務部長	浅田道生君	総務課長	原田知昭君

生活環境部長	古谷友二君	産業振興部長	阿部勝正君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	恵藤豊君
健康福祉部長	田中進君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山邊勇君	水道事業管理者	中村隆君
水道局次長	本廣繁君	消防長	武村一郎君
監査委員	和田康夫君	入札検査室長	安田節夫君
農業委員会 事務局 局長	林國明君	選挙管理委員会 事務局 局長	古谷秀雄君
監査委員事務局 局長	松吉栄君	監査委員	深田慎治君

事務局職員出席者

議会事務局長 中村武文君 議会事務局次長 吉村和幸君

午前10時 開議

議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。22番、山下議員、23番、田中議員、御両名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほど、お願い申し上げます。

あいさつ

議長（行重 延昭君） この際、さきの本会議において、防府市教育委員会委員に選任されました松本和氏のごあいさつを受けます。

〔教育委員会委員 松本 和君 登壇〕

教育委員会委員（松本 和君） 私、今回第2期目の教育委員を仰せつかりました松本和でございます。

前回、皆様方の御指導により教育について勉強させていただきました。今期もこれをもとに、もとより浅学非才でございますが、より一層努力し、任期を全うする所存でございます。どうか、よろしくお願い申し上げます。（拍手）

議長（行重 延昭君） この際、教育次長より、さきの本会議における、伊藤議員の質

問に対する答弁を訂正したい旨の申し出がございましたので、これを許します。

教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 去る9月2日の伊藤議員の御質問におきまして、お手元の申し出のとおり字句を訂正させていただきます。

よろしく願いいたします。

認定第1号平成19年度防府市水道事業決算の認定について

議長（行重 延昭君） 次に認定第1号を議題といたします。本件については、水道事業決算特別委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

平田水道事業決算特別委員長。

〔水道事業決算特別委員長 平田 豊民君 登壇〕

16番（平田 豊民君） 認定第1号平成19年度防府市水道事業決算の認定につきまして、去る9月12日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

本決算につきましては、さきに監査委員から審査意見書が提出されておりますが、委員会といたしましては、執行部からの参考資料により説明を受け、審査を行ったものでございます。

はじめに、水道事業会計決算について申し上げます。

業務量につきましては、年間総有収水量は1,272万8,803立方メートルで、前年度と比較すると2万2,834立方メートル増加しております。

有収水量率につきましては、水道管破損に伴う漏水及び配水管洗浄作業用水の増加等により、前年度実績を0.8ポイント下回る89.6%になっております。

建設改良事業では、管網整備・未給水地区等への配水管の布設工事、経年管や石綿セメント管の布設替工事並びに寿第二水源地残留塩素計設置工事等が実施されております。

これらの事業等を実施した結果、収益的収支については2億9,822万2,683円の当年度純利益となり、資本的収支については9億4,092万5,580円の収入不足を生じましたが、この不足額は、損益勘定留保資金や減債積立金などで補てんされております。

また、地方公共団体の公債費負担の軽減を図るため、平成19年度から平成21年度まで、3年間の臨時特例措置として実施された補償金免除繰上償還制度を活用し、縁故債を財源に、約11億8,000万円の高金利債の繰上償還が行われております。

さらに、平成19年度から平成21年度までの3カ年の継続事業であります人丸水源

地の改良工事は、建築基準法の改正に伴い、建築確認審査に不測の日数を要し、工事着工がおくれたことにより、平成19年度事業費1億3,800万円の全額が、平成20年度に逐次繰越されております。

なお、当年度未処分利益剰余金のうち、当年度純利益相当額2億9,822万2,683円を減債積立金として処分し、残額を翌年度に繰り越すものです。

審査の過程における質疑等の主なものといたしまして、「当直業務等を民間委託するというので、昨年12月の補正予算に債務負担行為と、研修費用として委託料が計上されていたが、その研修はどのような形で行われたのか。また、民間委託のその後の状況はどのようなのか」との質疑に対し、「民間委託の開始に当たりまして、当初は研修期間を経て、4月1日から本格的に当直に当たっていただくという予定でしたが、いわゆる偽装請負のおそれがあるとのことで山口労働局とも相談をいたしました。その結果、研修については、その期間、受託先からの特定労働者派遣という形で実施し、業務をしっかりと覚えていただいた上で4月1日からの業務委託を開始することといたしました。現在まで約半年近く経過いたしました。市民の皆様からの苦情は1件もなく、業務上も支障が出ておりません。民間業者のスキルも非常に高いものがあり、日ごろの運転管理から料金の収受まで、全く問題なく経過いたしております」との答弁がございました。

また、「高金利の企業債については、平成19年度から臨時特例措置が実施され、補償金免除の繰上償還が実現したが、これを活用することでどの程度のメリットが見込まれるのか」との質疑に対し、「繰上償還につきましては、平成19年度は6.7%以上の企業債を低利で借りかえた上で実施いたしております。平成20年度は利率6%以上のものを繰上償還する予定でございますので、繰上償還のメリットは将来にわたって約3億6,000万円を見込んでおります」との答弁がございました。

さらに、「未給水区域の配水管布設工事は、施工距離に対して給水対象となる件数が少ない。水道事業の公営という考え方の中でこのような整備をしていくのであれば、今後の課題として、一定のルールをつくって一般会計からの繰り入れを考えてはどうか」との質疑に対し、「未給水区域の配水管布設工事については、地方公営企業法第3条の公共の福祉の増進に資することという趣旨に沿って行っているものでございます。一般会計からの繰り入れにつきましては、本市の水道普及率の現状では、水道の恩恵に浴しておられない方が1割程度いらっしゃいますし、また、水道事業には独立採算という観点もありますので、未給水区域の配水管布設に係る工事費は、経営努力の中で吸収していきたいと考えております」との答弁がございました。

次に、工業用水道事業会計決算について申し上げます。

収益的収支については1,242万1,601円の当年度純利益となり、資本的収支については287万6,742円の収入不足を生じましたが、この不足額は損益勘定留保資金等で補てんされております。なお、当年度未処分利益剰余金のうち70万円を法定利益積立金として処分し、残額を翌年度に繰り越すものです。

工業用水道事業会計決算につきましては、執行部の説明を了とし、御報告申し上げる事項はございませんでした。

審査を尽くしたところで、認定についてお諮りいたしましたところ、「当初予算に反対いたしました消費税が料金に賦課されていること、昨年12月補正予算に反対いたしました新たに委託する当直業務に疑義があることや、市民の命に直結するライフラインである水道を、公が直接責任を持たずに民間に委託することは承認しがたい」との反対意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して討論を求めます。

17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） この水道事業決算は認定しがたい旨、討論をいたします。

先ほどの委員長報告にもありましたが、昨年12月に一部業務委託を民間事業者にするということになりました。これは今、極めて限定された業務だということになっておりますが、しかし、過日の行政改革委員会における水道当局の答弁の中を見ますと、これはやがて全体の業務に拡大していったら、大幅な人員削減を民間委託によって図るということも明らかにされております。

そういう点では、先ほどの委員長報告にありましたように、市民の本当に命に直結するライフラインでありますから、これを民間事業者に委託するということは地方自治体の本来の任務に反するというので、こういう事業を予算化していることを認めがたい、この決算を認めがたいという旨、討論をいたします。

議長（行重 延昭君） 23番、田中議員。

23番（田中 健次君） 昨年の12月、補正予算で審議をいたしました当直業務の委託料がこの決算の中に含まれております。

この業務委託は偽装請負の疑義があり、実際に研修では、委託ではなく労働者派遣で行われております。また、何よりも住民の安全安心、プライバシー保護などの専門性・継

続性の確保ができるのかなどの疑念もございます。また、予算審議の際に申し上げましたが、憲法のいう応能負担原則が租税制度のあり方のみならず、地方自治体の使用料等にも貫かなければならないと考えております。その点で、消費税を使用料等に上乘せすることは問題であり、賛成しがたい旨、態度表明いたします。

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。認定第1号については、委員長の報告のとおり、これを認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、認定第1号については、原案のとおり認定することに決しました。

議案第61号平成20年度防府市一般会計補正予算（第2号）

（各常任委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 議案第61号を議題といたします。本案は、各常任委員会に付託されておりましたので、まず、総務委員長の報告を求めます。松村総務委員長。

〔総務常任委員長 松村 学君 登壇〕

8番（松村 学君） さきの本会議におきまして、各常任委員会に付託となりました議案第61号平成20年度防府市一般会計補正予算（第2号）中、総務委員会所管事項について、去る9月16日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしまして、歳入面では、ふるさと寄附金と、繰越金は平成19年度決算に伴う繰越額が確定したことから、既計上額との差額を補正しております。また、財団法人日本防火協会の幼年消防用活動資器材助成金を諸収入に計上しています。

歳出面では、企画費においてふるさと寄附金に係る事務経費を計上し、電子計算費は、ホストコンピュータのリース期間が9月末で満了となり、10月からは、継続使用に伴う機器保守のみとなるため、使用料及び賃借料から委託料へ組み替えるものでございます。

また、賦課徴収費では、地方税法の改正に伴い、平成21年10月より公的年金からの個人住民税の特別徴収制度が開始されることから、電算システムの開発経費を計上しています。

常備消防費は、財団法人日本防火協会の幼年消防用活動資器材助成事業の内示決定に伴う備品購入費と、奈美地区の私設消防隊の可搬消防ポンプ購入に対する一部補助金を計

上しています。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 次に、教育民生委員長の報告を求めます。河村教育民生委員長。

〔教育民生常任委員長 河村 龍夫君 登壇〕

27番（河村 龍夫君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第61号平成20年度防府市一般会計補正予算（第2号）中、教育民生委員会所管事項につきまして、去る9月17日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正では、歳入につきましては、乳幼児健康支援一時預り事業の制度変更に伴う、国庫支出金から県支出金への組み替え及び増額の補正のほか、住宅・建築物耐震改修等事業費補助金が計上されているものでございます。

次に、歳出につきましては、まず、民生費では社会福祉費において、国民健康保険制度から後期高齢者医療制度に移行した者の「はり・きゅう」利用者が増加したことによるはり・きゅう施術助成費の増額補正が計上されているものでございます。

児童福祉費において、乳幼児健康支援一時預り事業の制度変更に伴う委託料の増額が計上されているものでございます。

次に、教育費では、小学校費において、勝間小学校の2次耐震診断及び補強計画策定業務の委託料が計上されているものでございます。保健体育費において、松崎小学校と新田小学校の給食調理等業務及び学校給食センターの給食調理等業務の委託業者を選定するための経費が計上されているものでございます。

また、債務負担行為の補正につきましては、小学校給食調理等業務委託事業及び学校給食センター調理等業務委託事業について、平成21年度から平成23年度までの債務負担が計上されているものでございます。

審査の過程における主な質疑につきましては、「9月から学校給食の一部業務委託が開始された華城・中関小学校は、さきに保護者や学校などに説明を行った後に、議会に議案が提出されたが、今回の松崎・新田小学校は、保護者等への説明をせずに、先に議会に議案を提出したのはなぜか」との質疑に対し、「小学校給食の一部業務委託については、既に市内の全小学校の保護者にはリーフレットを配布、市民には市広報によりお知らせしていますので、皆様方には一定の御理解を得ていると感じております。今後、実施する学校につきましては、まず議会の御理解を得て、具体的な説明に入りたいと考えております。中

関・華城小学校の学校給食調理等一部業務委託を進める中で、保護者や先生がどのような疑問や不安をお持ちであるか直接お聞きしましたので、この経験をもって、今後実施する松崎小学校、新田小学校の保護者や先生には、しっかりと説明してまいります」との答弁がございました。

また、「今回の業務委託から、管理栄養士の配置基準を見直したのはなぜか」との質疑に対し、「管理栄養士の配置については、調理等業務を委託する学校には学校栄養士の配置がありますが、より安全に民間委託するためにその配置を要求水準書に入れておりました。しかしながら、入札において最終的に業者の応募が1者であったこともあり、改めて管理栄養士の配置について検討しましたところ、基本的には、栄養士はいわゆる栄養管理を仕事とし、加えて管理栄養士は病気の方に個人的な栄養指導をするのが主な仕事であることがわかりました。このようなことから、学校給食の調理業務において管理栄養士を確保することが難しいこともわかりました。学校に配置している学校栄養士についても管理栄養士の必置義務はありません。また、他市の状況について改めて調査したところ、管理栄養士を必置条件にしているところはありませんでした。これらの状況を考慮いたしまして、見直したものであります」との答弁がありました。

さらに、「健康増進法施行規則では、1回300食または1日750食以上の食事を供給する給食施設では、少なくとも1人の管理栄養士の配置が努力義務となっている。このことをどう考えているのか」との質疑に対し、「健康増進法の管理栄養士配置基準について、防府健康福祉センターに確認したところ、同一メニューの場合には1回300食以上ではなく、1日750食以上が適用されるとのことでした。学校給食は現在のところ健康増進法に基づき、管理栄養士の配置は義務付けられておりませんが、学校給食も同一メニューであることから、これらを参考に今回の見直しで、750食以上を管理栄養士の配置の区切りとしたものです。管理栄養士の配置基準は見直しましたが、他市と比べても同等、それ以上の基準を設けていると考えております」との答弁がございました。

審査を尽くしましたところ、修正案が提出されました。

その内容につきましては、10款教育費5項保健体育費の補正額5万1,000円から、小学校給食調理等一部業務委託業者選定委員会委員謝礼3万4,000円を減額し、その相当額を14款予備費1項予備費に増額する。またあわせて、債務負担行為のうち、小学校給食調理等業務委託事業を削除するというものでございます。

この提案理由としまして、「第1に、昨年の華城・中関小学校とは異なり、当該校区の保護者への説明がないまま議会へ議案が提出されており、保護者等への説明をしないで決めていく今回の手法は問題があること。第2に、調理業務実施体制が華城・中関小学校と

は異なり、管理栄養士を配置しない体制で進められようとしているが、健康増進法では、1回300食または1日750食以上の食事を供給する給食施設では、少なくとも1人の管理栄養士配置を努力義務としており、法の趣旨に沿ったものでないこと。第3に、初年度の華城・中関小学校の民間委託に際しては、安心安全な給食とするため、要求水準書で重点をおいた2点のうち、1点は業務実施体制であるが、その重点を置いたはずのものを、事業の実施検証もないまま変更するのは問題があること。以上の理由により、保護者等への説明をし、業務実施体制について再検討をするため」とのことでした。

修正案についてお諮りいたしましたところ、挙手による採決の結果、賛成少数により修正案を不承認にいたしました次第でございます。

次に、原案について挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 次に、経済委員長の報告を求めます。中司経済委員長。

〔経済常任委員長 中司 実君 登壇〕

24番（中司 実君） 議案第61号平成20年度防府市一般会計補正予算（第2号）中、経済委員会所管事項につきまして、去る9月16日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正の内容といたしましては、農業費の農業振興費において、県の補助を受けて実施される施設園芸省エネルギー化推進事業に対する補助金相当額を事業主体に補助する経費が計上され、商工費の観光費において「まちの駅」の建設予定地で営業されている方の移転補償費等を積算する経費が計上されているものです。

当委員会といたしましては、特段御報告申し上げる事項もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 次に、建設委員長の報告を求めます。山田建設委員長。

〔建設常任委員長 山田 如仙君 登壇〕

25番（山田 如仙君） ただいま議題となっております、議案第61号平成20年度防府市一般会計補正予算（第2号）中、建設委員会所管事項につきまして、去る9月17日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正は、歳出につきまして、公共下水道事業において地方公営企業法の企業会計適用に向け、貸借対照表等の作成に伴う業務委託を行うため、一般会計からの繰出金が

計上されているものでございます。

公共下水道事業への、地方公営企業法の企業会計導入については、国土交通省や総務省より事業の計画性や透明性、経理内容の明確性の確保に向け、早期に取り組むよう通知がされております。貸借対照表等の作成に必要な下水道資産の算定には、相当の期間を要することから、早期に事業着手をするため、今回の補正予算に計上されたものです。

審査の過程におきまして、「企業会計へ移行することにより、一般会計からの繰り入れが受けられなくなり、下水道料金が値上げされるということにはならないか」との質疑に対し、「企業会計へ移行後も、維持管理的な経費に対しては今までどおり、一般会計からの繰り入れが可能です。よって、下水道料金の値上げは今のところ考えておりません」との答弁がございました。

また、「会計制度の変更によって、職員の給与体系等が変更されることはないか」との質疑に対し、「組織体制については、今後の検討課題ではありますが、企業会計となった場合でも、利益に応じた人件費にするとということにはならないと考えております」との答弁がありました。

さらに、「埋設された管渠等、財産の価値を調査・評価することが難しいと思われるものもあるが、どのような方法で評価を行うのか。また、今後どのようなスケジュールで調査をするのか」との質疑に対し、「設計図があるものは、まず設計図を使って評価をします。詳細がわからない場合、管渠等についてはあらゆるデータを使用し、場合によっては現地確認等を行いながら、実施する予定です。今後のスケジュールにつきましては、まず管渠の調査から取りかかり、来年度以降に処理場やポンプ場等の調査を行う予定です」との答弁がありました。

審査を尽くしたところで、本案についてお諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第でございます。

どうぞ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 本案については、23番田中議員ほか、3名の議員から修正の動議が提出されております。この際、提出者の説明を求めます。23番、田中議員。

23番（田中 健次君） それでは、議案第61号平成20年度防府市一般会計補正予算（第2号）についての修正の動議を、提案をいたしたいと思っております。

第1に昨年の華城・中関小学校とは異なり、当該校区の保護者への説明がないまま議会

へ議案が提出されており、保護者等への説明をしないで決めていく今回の手法は問題があります。さらに付言すれば、昨年の12月議会、小学校給食民間委託修正に関する討論の中で、議員からは、保護者に聞いたところリーフレットはわかりにくい、さらに保護者の意見聴取が不十分との意見が出されていますが、今回は保護者の意見聴取を全く行わず議案を提出するものであり、このような議員の意見を無視するものでもあります。

第2に、調理業務実施体制が、華城・中関小学校とは異なり、管理栄養士を配置しない体制で進められようとしております。健康増進法及び同施行規則では、1回300食または1日750食以上の食事を供給する給食施設では、少なくとも1人の管理栄養士配置を努力義務としており、法の趣旨に沿ったものではありません。

第3に、初年度の華城・中関小学校の民間委託に際しては、教育委員会は安心安全な給食とするため、要求水準書で調理業務実施体制を、重点をおいた2点のうちの1点としておりますが、それを事業の検証もないまま変更するのは問題があります。

以上の理由により、保護者等への説明を実施し、調理業務実施体制について再検討するため、この修正案を提出するものであります。

修正内容といたしましては、修正案の第1表歳入歳出予算補正で示しておりますが、10款教育費5項保健体育費を、原案では5万1,000円でありますものを1万7,000円に減額をし、差額を予備費で調整するものであります。削減の中身は、2目学校給食費8節報償費で選定委員会報酬として計上されている予算のうち、小学校給食民間委託にかかわるもの3万4,000円を削除するものであります。さらに第2表の債務負担行為の小学校給食調理に係る9,373万2,000円を削除するものであります。

以上、御提案申し上げます。よろしく、御賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの提出者の説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、修正案及び原案について一括して討論を求めます。17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） 修正案に賛成する立場で討論いたします。

さきの華城・中関小学校と違って、今回、新田・松崎小学校の業務委託に当たっては、保護者への説明をしないまま議案を上程しているというその理由の中に、すべての保護者にリーフレットを渡しておるし、市広報でもこれは伝えてあるということを言われております。

しかし、考えてみれば、華城・中関小学校の場合でも、既にリーフレットはすべての保護者に手渡されておったわけですし、また広報等も多くの皆さんが見ておられたにもか

かわらず、この中関・華城小学校では、保護者の中から反対の声がたくさん起こりまして、結果的には770世帯の保護者がこの民間委託、業務委託に反対するという署名を集めて教育長や市長に提出されております。だから、リーフレットや広報を見たからそれで十分だとは決して言えないということは、はっきり言えると思うんです。

それからもう一つ、先ほど提出者の説明にもありましたが、今回、業者のハードルを下げて、管理栄養士を必要としていたものをいわば格下の栄養士で十分とするということにされたわけですが、その理由は、要するに業者がない、管理栄養士の募集が難しい、こういうことであります。

こういう論理でいくと、業者の都合で、あるいはそのときの事情で、子どもたちの給食はどんどん安全性が切り下げられていく、ハードルが下げられていく、ということにつながってくるわけでありまして、こういう姿勢で臨まれたんでは、子どもたちや保護者、ひいては市民はたまったものではないということでありまして、そういう点でもこの修正案に賛成したいと思うわけでありまして、

以上です。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） この修正案に賛成の立場から討論をいたします。

これまでもずっと指摘をさせていただいたことですが、小学校給食の調理業務、直営から民間委託することへの教育的効果というものが、いまだ示されておりません。また、指摘があったように管理体制、また自校方式、親子方式ということにも教育委員会の姿勢は二転三転しており、この行革効果というものについても甚だ疑わしいというふうに考えております。

この防府市の行革全般に言えることではありますが、明確なビジョンというものが示されず、ただコスト削減だけを追求すると、こういった行革のやり方は悪い行革であるというふうに考えております。

これが顕著に現れたのが、この給食の民間委託ということでありまして、この最たる例がよりによって教育の現場に出てくるということは、非常に遺憾に感じております。

以上のことから、この修正案に賛成の立場を表明します。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 修正案に賛成する理由を2点述べまして、賛成討論とさせていただきます。

1点目ですが、今年9月から中関小学校及び華城小学校の学校給食事業の一部が民間委託されました。目的は、達成できたのか、考えられるリスクは回避できたのか、予想外の

問題は発生しなかったのか等々を十分に検証もせず、次の段階に行くのは問題があると思います。来年4月より松崎小学校及び新田小学校の学校給食事業の一部が民間委託される計画になっていますが、P D C Aの管理サークルを回さない非常に無謀な計画だと言わざるを得ません。

2点目ですが、小学校給食が昭和25年に開始されて、今日まで58年間が経過しています。この間に発生した食中毒事件は、昭和63年7月に1回起きただけでございます。本当に素晴らしい実績だと思います。これもひとえに給食従事者の質の高さにほかなりません。給食従事者の質の高さを維持できるのは、教育者としての誇りと、それを支える十分な給料だと思います。食の安全は、何物にもかえがたいもので、利潤の追求が至上命令の民間企業で、食の安全が保たれるのか大いに疑問があります。

以上です。

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については修正の動議も提出されておりますので、まず、修正案について起立による採決といたします。

本修正案については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立少数でございます。よって、議案第61号の修正案は、否決されました。

次に、原案について起立による採決といたします。

本案については原案のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第61号については、原案のとおり可決されました。

議案第62号平成20年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

（総務委員会委員長報告）

議案第63号平成20年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第65号平成20年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第66号平成20年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）

議案第67号平成20年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）

議案第68号平成20年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

（以上教育民生委員会委員長報告）

議案第64号平成20年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

(建設委員会委員長報告)

議長(行重 延昭君) 議案第62号から議案第68号までの7議案を一括議題といたします。まず、総務委員会に付託されておりました議案第62号について委員長の報告を求めます。松村総務委員長。

[総務常任委員長 松村 学君 登壇]

8番(松村 学君) さきの本会議におきまして、総務委員会に付託となりました、議案第62号平成20年度防府市競輪事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、去る9月16日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正の内容といたしましては、歳入において、平成19年度決算に基づく前年度繰越金を補正計上するものでございます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長(行重 延昭君) 次に、教育民生委員会に付託されておりました議案第63号及び議案第65号から議案第68号について委員長の報告を求めます。河村教育民生委員長。

[教育民生常任委員長 河村 龍夫君 登壇]

27番(河村 龍夫君) ただいま、議題となっております議案第63号、議案第65号、議案第66号、議案第67号及び議案第68号の5議案につきまして、去る9月17日、教育民生委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正につきまして、最初に、議案第63号平成20年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、平成19年度決算に基づき、歳入では、前年度繰越金を計上し、歳出において、平成19年度療養給付費等の確定に伴う国庫負担金等の返還金が計上されるとともに、収支差が予備費で調整されているものでございます。

次に、議案第65号平成20年度防府市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)及び議案第66号平成20年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、平成19年度決算に基づき、歳入では前年度繰越金を計上し、歳出において同額が予備費として計上されているものでございます。

次に、議案第67号平成20年度防府市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、平成19年度決算に基づき、歳入では支払基金交付金及び国庫支出金の過年度分の減額を計上し、歳出において県への返還金を計上するとともに、繰上充用金が減

額されているものでございます。

次に、議案第68号平成20年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の保険事業勘定につきましては、平成19年度決算に基づき、歳入では支払基金交付金の精算及び介護サービス事業勘定からの繰入金並びに前年度繰越金等を計上し、歳出において、国庫支出金等の過年度分返還金及び剰余金の介護保険給付費準備基金への積立が計上されるとともに、収支差が予備費で調整されているものでございます。

また、サービス事業勘定につきましては、平成19年度決算に基づき、歳入では前年度繰越金を計上し、歳出においては同額分が保険事業勘定へ繰出金として計上されているものでございます。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、当委員会といたしましては、5議案とも、執行部の説明を了といたしまして、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、当委員会に付託されました特別会計補正予算の5議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 次に、建設委員会に付託されておりました議案第64号について委員長の報告を求めます。山田建設委員長。

〔建設常任委員長 山田 如仙君 登壇〕

25番（山田 如仙君） ただいま議題となっております、議案第64号平成20年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、去る9月17日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正は、先ほどの一般会計における委員会の所管事項の報告でも触れましたが、地方公営企業法の企業会計の導入に向け、貸借対照表等を作成するためのもので、債務負担行為の期間及び限度額の設定、また、これに伴う委託経費が計上されているものでございます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております

まず、議案第 6 2 号から議案第 6 8 号までの 7 議案については、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 6 2 号から議案第 6 8 号までの 7 議案については、原案のとおり可決されました。

報告第 2 0 号平成 1 9 年度防府市一般会計継続費精算報告について

議長（行重 延昭君） 報告第 2 0 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第 2 0 号平成 1 9 年度防府市一般会計継続費精算報告について御説明申し上げます。

本案は、平成 1 8 年 9 月定例市議会におきまして、継続費の設定をいただきました本橋八河内線道路改良事業ほか一事業の継続年度が終了いたしましたので、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 2 項の規定により、御報告申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で、報告第 2 0 号を終わります。

報告第 2 1 号平成 1 9 年度防府市公共下水道事業特別会計継続費精算報告について

議長（行重 延昭君） 報告第 2 1 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第 2 1 号平成 1 9 年度防府市公共下水道事業特別会計継続費精算報告について御説明申し上げます。

本案は、平成 1 7 年 3 月定例市議会におきまして、継続費の設定をいただきました公共下水道建設事業浄化センター増設工事の継続年度が終了いたしましたので、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 2 項の規定により、御報告申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で、報告第 2 1 号を終わります。

報告第 2 2 号平成 1 9 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長（行重 延昭君） 報告第 2 2 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第 2 2 号平成 1 9 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が本年 4 月から一部施行され、平成 1 9 年度決算から地方公共団体の財政の健全性に関する各指標を算定し、公表することが義務づけられました。

来年 4 月には、同法が全部施行され、平成 2 0 年度決算からは、決算に基づく各指標が一定の基準以上の場合には、原則として財政健全化計画等を策定し、財政の早期健全化等に取り組むこととなります。

本案は、この法律の第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、平成 1 9 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見書をつけて御報告申し上げます。

まず、平成 1 9 年度決算に基づく健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支が黒字であるため、比率なしとなっております。実質公債費比率につきましては 1 1 . 8 %、将来負担比率につきましては 6 5 . 2 %でございます。いずれの数値も早期健全化基準を大きく下回っているものでございます。

次に、平成 1 9 年度決算に基づく資金不足比率でございますが、これは、特別会計のうち法の規定による公営企業会計に該当する 6 会計が対象となるものでございます。

索道事業特別会計、と場事業特別会計、青果市場事業特別会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計につきましては、資金不足を生じておりませんので、比率なしとなっております。

公共下水道事業特別会計につきましては、資金不足比率が 4 . 4 %となっておりますが、これも経営健全化基準を大きく下回っているものでございます。

平成 1 9 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率による本市の財政状況は、健全性を確保している段階に位置づけられるものではございますが、今後は、より厳しい財政状況が予測されますので、一層の行財政改革を断行し、財政の健全性を堅持してまい

りたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。23番、田中議員。

23番（田中 健次君） 財政健全化法に基づく、こういう形で報告が初めてこの本議会に出されたわけでありましたが、それでちょっと釈然としないのは、監査委員の意見書が、これが9月11日付で出され、それと議案として24日付でこういう形で報告が提出されておりますが、このうち水道事業と、それから工業用水道事業については、既に決算審議が終わったわけでありましたが、地方自治法で決算というそういう制度があり、それから、今のこの新しい法律で、こういう形の報告があるわけですけれども、本来であれば、こういう数字は決算の審議の前に示されて、あわせて議論されるべきじゃないかと。

防府市の場合、この数字は、今、問題があるような数字ではありませんけれども、この辺についてどういうふうにかえられているのか、お示し願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 今、田中議員さんから、今回の健全化判断比率を水道決算の前に出してはどうかと、出すべきではないかという御質問でございますけれども、今回、私どもこの指標を出したのが初めてでございます。

ことしからということで、私ども一生懸命作業したんでございますが、国のほうの算定の方法、いろいろ数回変わりました。やっと監査委員のほうに提示申し上げたのが、8月12日ということでございまして、かなり作業が難航いたしました。こういったこともございまして、私ども物理的に、非常に厳しい面がございました。

しかし、今回、これをやり遂げることができまして、次回からはある程度の自信を持っておるわけなんです、この資金不足比率が、今回、連結実質赤字比率、こういったものに全部連動しております。こういったことから、水道会計だけ別にこうして報告するのがいいのか、または同時にすべて終わった段階で出すのがいいのか、この辺は今からよく検討させていただきたいと思います。

今、申しましたように、ある程度、今回はいろいろ経験を積みましましたので、次回からは、物理的には可能な面もございまして、その辺は前向きな方向で、次回からは検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 23番、田中議員。

23番（田中 健次君） 今回いただきました報告だと、防府市は健全化基準にひっかかるようなそういうものではありませんが、法律をよく読みますと、これにひっかかると

いうことであれば、健全化計画ですか、これを年度内につくらなくては行けないと。計画を年度内につくれば、その計画に従ってその実施状況を その翌々年度になるわけですかね、実施状況を決算の結果を見て、議会に報告をしなければならないのが9月30日ということになっています。

防府市は、まだ、そういう計画をつくらなければならないような財政状況ではありませんが、そうやって法律を見ていくと、9月30日に、決算に基づく、そういう実施状況の報告を議会にするということが法律で義務づけられているわけですよ、まあ、防府市は義務づけられる状況ではありませんが。そういった法律の枠組みを考えると、これは決算そのもの、一般会計、特別会計の決算も9月議会中にやるということ、この法律は想定しているというふうに、私には読めます。

現状は、9月議会の最終本会議に提案をして、10月ないし、10月に閉会中の審査という形ですけれども、今後はその辺のことも課題になってくるのではないかと。そういう形で、9月議会ですべてする形になれば、今回のようなちぐはぐな問題も生じないということになりますので、この辺は少し時間がかかるかもしれませんが、今後の課題として受けとめていただきたいというふうに要望して終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、報告第22号を終わります。

認定第2号平成19年度決算の認定について

議長（行重 延昭君） 認定第2号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 認定第2号平成19年度決算の認定について御説明申し上げます。

この決算は、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見を付して、議会の認定をいただくものでございます。

なお、地方自治法第241条第5項の規定によりまして、定額基金の運用状況を示す書類及びこれに対する監査委員の意見書をあわせて提出いたしております。

また、決算の各部門における、主要な施策の成果を説明する書類も資料として配付いたしておりますので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、一般会計におきまして予算現額364億4万3,337円に対しまして、収入済額は353億1,829万9,760円、支出済額は343億529万1,471円と相成り、歳入歳出差引額は10億1,300万8,289円の歳入増と

なりますが、繰越明許費及び継続費繰越金として、翌年度へ繰り越すべき財源が1億6,511万2,451円必要となるため、実質収支で8億4,789万5,838円の黒字決算となっております。

しかしながら、引き続き厳しい状況にあることを十分に認識し、効率的な行政運営と財政の健全化に、なお一層の努力を傾注してまいり所存であります。

次に、特別会計でございますが、まず、競輪事業特別会計につきましては、予算現額133億3,326万1,000円に対しまして、収入済額は128億9,941万3,697円、支出済額は126億4,191万9,154円と相成り、歳入歳出差引額2億5,749万4,543円を翌年度へ繰り越しているものでございます。

次に、国民健康保険事業特別会計でございますが、予算現額117億6,671万3,000円に対しまして、収入済額は119億3,128万5,717円、支出済額は116億2,618万61円と相成り、歳入歳出差引額3億510万5,656円を翌年度へ繰り越しているものでございます。

次に、索道事業特別会計でございますが、予算現額7,292万7,000円に対しまして、収入済額、支出済額とも6,913万7,582円と相成り、歳入歳出差引額は、ゼロとなっております。

次に、と場事業特別会計でございますが、予算現額1,156万8,000円に対しまして、収入済額、支出済額とも1,056万9,531円と相成り、歳入歳出差引額は、ゼロとなっております。

次に、青果市場事業特別会計でございますが、予算現額9,139万3,000円に対しまして、収入済額、支出済額とも8,872万717円と相成り、歳入歳出差引額は、ゼロとなっております。

次に、同和地区住宅資金貸付事業特別会計でございますが、予算現額2億2,290万7,000円に対しまして、収入済額は2,328万7,406円、支出済額は2億2,222万5,252円と相成り、差引不足額1億9,893万7,846円を翌年度歳入から、繰上充用いたしております。

次に、公共下水道事業特別会計でございますが、予算現額67億9,319万7,950円に対しまして、収入済額は55億1,267万4,017円、支出済額は61億5,532万2,047円と相成り、差引不足額6億4,264万8,030円と、繰越明許費として翌年度へ繰り越すべき財源の3,170万2,450円を合わせた6億7,435万480円を翌年度歳入から、繰上充用いたしております。

次に、駐車場事業特別会計でございますが、予算現額3,097万8,000円に対し

まして、収入済額は3,096万9,583円、支出済額は1,067万6,628円と相成り、歳入歳出差引額2,029万2,955円を翌年度へ繰り越しているものでございます。

次に、交通災害共済事業特別会計でございますが、予算現額2,239万9,000円に対しまして、収入済額は2,093万2,056円、支出済額は1,357万9,207円と相成り、歳入歳出差引額735万2,849円を翌年度へ繰り越しているものでございます。

次に、老人保健事業特別会計でございますが、予算現額124億4,877万5,000円に対しまして、収入済額は121億1,517万5,555円、支出済額は、121億9,943万5,130円と相成り、差引不足額8,425万9,575円を翌年度歳入から、繰上充用いたしております。

最後に、介護保険事業特別会計でございますが、予算現額74億3,200万1,000円に対しまして、収入済額は74億310万7,214円、支出済額は72億5,449万7,999円と相成り、歳入歳出差引額1億4,860万9,215円を翌年度へ繰り越しているものでございます。

以上、一般会計及び特別会計それぞれの決算概要を簡単に御報告申し上げましたが、先ほど申し述べましたように、監査委員の審査意見書その他関係附属書類をお届けいたしておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。23番、田中議員。

23番（田中 健次君） 監査委員のほうに、ちょっとお尋ねをいたします。

昨年この決算においては、いわゆるお茶の問題というのがありました。それについては、18年度については不承認という形で、その問題が19年度も、年度の途中まであったということでもあります。もちろん、市におかれては、議会の指摘に対して、その後、私は適正な対応がとられたんだというふうに考えておりますが、議会で不承認をされた事案、そして、そのことによるんだらうと思いますが、当時の監査委員さんはお二人ともそれで辞職をされるということであったわけです。

そういうことを考えると、この監査報告の中にそういうことがあって、その後、かくかくしかじかで適正に対処されたというような記述があってもおかしくはないんじゃないかと思いますが、そのことについては、関連の競輪のところでも、あるいは全体の結びのところでも一切触れられておりませんが、こういうことについて触れるべきではないかと思いますが、これについての監査委員の御意見をお聞きしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 和田監査委員。

監査委員（和田 康夫君） 昨年、住民監査請求を出されたわけですが、監査結果として、私どものほうもそれぞれ監査委員の判断、あるいは監査委員の意見というものを、その監査結果の中に述べておりますし、またその内容について公表もいたしてあるところでございます。

したがって、今回、決算の意見書の中にそのことについて、また改めて記載をする必要はないというふうに、私どもは判断をしたところでございます。

議長（行重 延昭君） 23番、田中議員。

23番（田中 健次君） 住民監査請求というものが出されて、それについて監査結果というのが示されたということなんですけども、実は、つい最近まで、私はそういう結果ということについて十分に知りませんでした。そういうものが出れば、それはそれなりにあるかもしれませんが、住民監査請求が出なければ、当然、監査意見書の中にはそういうものが盛り込まれなければならないと思うのですよね。

そうやって考えると、やはり簡単な形であっても、この中に盛り込まれるべきではなかったかと、こういう意見を申し上げて、私の質問は終わります。

議長（行重 延昭君） 8番、松村議員。

8番（松村 学君） 今、監査委員がそのように申されましたけど、じゃあ早速、確認の意味で、整理する意味でちょっとお聞きしたいんですが、平成18年度の決算審議において、本庁等の各部署のお茶の問題ですが、行政改革という視点に立って5万円未満のものに対して随意契約をしたというふうになりまして、78%ぐらいが株式会社松うらであったということでございます。

私はここで、公平・公正の観点で、以前、入札すべきではないかというふうに御指摘しましたけども、その後どのようになったのか。今年度も含めまして実際どのように、今、現状はどうか。そしてまた、民間業者に、今、委託している悠久苑の待合室のお茶が、以前、クリーンセンターから持ち込まれていて、偽装請負の疑いがあるのではないかと。契約書にも湯茶サービスと明記されておりまして、それをまた市が、そこへ運んで扱っていただいているというようなことでございましたけど、その後どのように改善されたのか、2点ほど、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 私のほうからお答えさせていただきますが、まず、随契を入札に切りかえたかということでございましたが、これは財務規則の範疇でございます、5万円以下の物品につきましては、何ら問題はないということで、今までどおり執行いたしております。

ただ、購入先につきましては、そういった御意見も昨年度いただきましたので、各課においては、それぞれの判断の中ではやっておると思いますが、私のところの所管いたします総務関係で、秘書室あたりは、今は業者を交代といいますか、順番で購入させていただいておるとい現状であります。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） それでは、斎場におけるお茶のサービスについてという御質問でございます。

これにつきましては、決算書の事項別明細書 232 ページから 233 ページ、4 款衛生費 2 項斎場費 1 目斎場費 1 1 節需用費の中の食糧費で 3 万 4 , 6 5 0 円というのがございます、これが該当いたします。平成 19 年度につきましては、3 者から計 5 回、購入しております。

それでもう 1 点の、要するに偽装請負云々の話でございますけれども、以前にも申し上げましたように、全体の契約にかかわるものにつきましては、斎場火葬業務委託契約ということで、相手の受託の会社とこういった委託契約を結んでおるわけです。

その中でトータル的に物を見ますと、これは我々の考え方とすれば、労働者派遣事業と請負の違いの点なんですけれども、この中で労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準が、昭和 61 年 4 月 17 日労働省告示第 73 号によって請負となる基準ということで、まず 1 点「自己の雇用する労働者の労働力をみずから直接利用すること」、それから第 2 点が「請負業務を自己の業務として、相手から独立して処理すること」と、こういうことがございます。

この 2 点目の、請負業務を自己の業務として相手方から独立して処理することの中に、八といたしまして「自己が調達する機械、設備、器材、材料、資材を利用し、または、みずからの企画やみずからの専門的技術や経験に基づいて業務を処理する」ということでございますので、全般的な物の見方からすれば、これは偽装請負には当たらないと。

詳細な、このお茶の件でございますけれども、我々の基本的な考え方というのは、お茶の業者に委託しておりますのは、湯のポットに対して、湯を入れてそれを備えておくということ、基本的に物を考えております。したがって、お茶をプラスアルファで出すというのは、これは貸館の関係からのサービスという観点から、クリーンセンターのほうから支出しているという考え方でございます。

現状におきましても、そのような形で取り扱っております。

議長（行重 延昭君） 8 番、松村議員。

8番（松村 学君） 19年度の12月に18年度の決算をしたわけです。その後、順番でということでしたが、もう少し詳しく、ちょっと教えていただければ、後ろに総務課長さんがいらっしゃるようですから、全体的にですね。

20年度から食糧費は、一応なくなったということですが、やはり、会議等でお茶がいる場合はあると思うんですよね。だから、その辺の考え方ですよね。今後どういう、何ていいですか、要るときはやっぱり要るんですけど、どこから出てくるのかとか、どこからそういう予算を引っ張ってくるのかとかですね、要る場合については、どういう考え方でお茶を発注していくのか、その辺、もう1回改めて、ちょっと確認させてください。

議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時24分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 食糧費の原則的な考え方ということでございますが、原則廃止ということでやっておりますが、まだ、やむを得ない部分については、どうしても必要というようなところについては、これは予算付けをいたしております。

8番（松村 学君） 何の枠ですか。どこの費目から出すのですか。

財務部長（吉村 廣樹君） これはそれぞれの各予算の費目、例えば、総務課が必要になれば、それぞれの一般管理費とかですね。そういったそれぞれの部分で、必要な部分については予算計上いたしております。

それからもう1点は、19年度の、今、予算付の状況だろうということなんですが、決算におきましては……。すみません、19年度の食糧費の決算の状況ということでございますか。

議長（行重 延昭君） 8番、松村議員。

8番（松村 学君） だから、これ質問回数に入りますか。ちょっと、要は 最後になってしまおうんでしょうかね。今ちょっと、確認、私の要は、さっきの質問に対する確認でしょ。

財務部長（吉村 廣樹君） はい、確認です。

8番（松村 学君） もう1回くらい質問したいんですけどね。これは回数に入りますか。いいんですか。

議長（行重 延昭君） 大丈夫です。いいです。

8番（松村 学君） 大丈夫ということなんで。要は、あと発注の方法ですよ。今まで随契で出しよったわけでしょう。だけど、19年度、指摘があって、変わったという話は、聞いたことがあるんです。ただ、どのように変わったか、私はわからないので、それを教えてほしいと、そういうことなんです。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 発注の形態がどのように変わったかということでございますが、これはあくまでも財務規則どおりにのっとりやっておりますので、先ほど、総務部長もちょっと答えましたように、例えば5万円未満のものは引き続き随契でできるし、それ以上の物品なんかで80万円以上でしたら、これはもう競争入札でやるということになっています。

それと、私ども、議員さんの御指摘がございましたので、随意契約の勉強会を開きました。昨年12月から監査委員、それから会計、入札検査室、そして財政を含めまして、数十回にわたりまして勉強会をやりまして、さらに、マニュアルを作成しました。フローチャート、そういったものを作成いたしました。そしてさらに、この2月には、庶務担当係長、あるいは部次長全部招集いたしまして、二度とこういうことがないように随意契約の勉強会をいたしております。そしてまた、この10月には予算編成会議もございませう。こういった中でも重々と、もうくどいほど、こういったことが、簡単なミスがないように、この辺のことは、重々申しつけるつもりでございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 8番、松村議員。

8番（松村 学君） 総務部長さん、あと詳細は、業者の詳細。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 詳細の内訳ということですか。

8番（松村 学君） はい。

総務部長（浅田 道生君） 総務関係しか、私のほうは所管しておりませんですから、全体的には、今、言いましたように登録業者の中から、いわゆる財務規則の範疇であるなら、選択をして購入してくださいよということは、先ほど言いましたように、昨年の決算以降、そういった配慮をしていただいておりますというふうには考えております。

特に、私ども総務関係につきましても、それ以降につきましても、他の業者さんをお願いをするということにもしておりますし、結果として発注もいたしております。

議長（行重 延昭君） 8番、松村議員。

8番（松村 学君） 最後に確認しますが、19年度はどうだったかわかりませう。

20年度は、もうなんか2者ぐらいしかお茶の納入業者がないということでございます。

今、順番にとおっしゃいましたけど、その順番にも、やっぱり何と言いますか、予算額等々、だから例えば、先にA社、次にB社、A社、B社と繰り返すんでしょうけど、多かったり少なかったり、やはり予算的なものがあると思うんですね。だから、その辺の金額的なものは、なんかある程度均等になっておるのか、それともなんか普通に順番になっておるのか、その辺だけちょっと1回確認して、それで終わります。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 私どもの、今、総務関係でしたら、順番に、金額まで配慮した気はしておりませんが、結果としては、年に4回程度しか発注いたしておりませんから、大体、その発注時においては平均的な発注量、発注金額になるというふうに考えておりますから、今までの実績では、今、言いましたように年に4回ですから、単純に言えば、2者業者さんがいらっしゃれば、半分ずつということにはなろうかと思えます。

量、あるいは金額についても、発注時期が大体、今、言いました4回ですから、ほぼ均一的にはなろうかというふうには思っております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 13番、大村議員。

13番（大村 崇治君） 競輪事業特別会計で若干お尋ねしておきます。

御承知のように、18年度決算の不認定の要因になったのは、競輪局のお茶にかかわる随意契約の問題でございます。

これらを踏まえまして、競輪局では、19年12月をもって契約を解除され、20年、この新年度から指名競争入札により、西日本ピバレッジ防府支店と契約し、自動給茶機7台を設置されたと伺っております。このように改善されておる傾向でございます。非常にいいことでございます。

そこで要点だけ、ちょっとお尋ねしておきます。詳しくは委員会のほうで、さらに御審議をお願いしたいと思っております。まず、4点お願いします。

昨年12月契約解除から、先ほど申しました新しい給茶機設置に至る経過報告といたしますか、それをまず御説明願います。

2点目、20年の1月に紙コップ3万9,000個、指名競争入札で購入されております。仕様書によりますと、今まで使用されていた紙コップと同類品であることが見受けられるわけでございます。そこで、この紙コップを購入した理由、まず1点ですね。

3点目、物品指名登録業者は何者あったのか。その中にお茶の松うらが入っていたのかどうか。

4 点目、落札額と単価、それから予定価格、まずそのことをお尋ねします。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 1 点目が、今、昨年 の 1 2 月に解除しての経営のいろいろな経過の報告ということでございました。これにつきましては、御承知のように昨年 1 1 月 2 6 日、臨時議会におきまして、市長の行政報告の中で株式会社松うらと合意解除していただくということでございました。

それで、早速 1 2 月 1 2 日に合意解除させていただきました。それをさせていただきましたが、その時点ではお茶と湯と水、このファンサービスをさせておりましたけれど、1 月からは暫定的な措置で競輪局に 4 つほど食堂があるわけですが、その食堂で先ほど自動給茶機とおっしゃいましたけど、自動販売機で 4 台、これを設置して、ことしの 3 月まで代替でやらさせていただきました。

ですから、この自動販売機は 4 台でございまして、お茶しか取り扱いができなかった。そういったことで湯と水が従来からのサービスができなかったということで、あえてこの湯と水については、引き続き 3 月までは自動給茶機でサービスをさせていただいたということで、コップだけが 3 月まで必要であったということで、これを、競争入札をさせていただいたということでございます。

それで、今おっしゃいました 2 点目が、何者さんかということでございますが、これは、私ども指名競争入札の中に登録されている会社 1 3 者ございましたので、全部呼びかけました。そのうち 5 者がお見えになりまして、その中から、これは見積り合わせでございましたけれど、5 者でございました。

その中で、一番単価的に低かったのが、先ほどおっしゃった 2 円 9 9 銭でございます。そして 2 番札が、これは B 者と言わせていただきますが 3 円 5 0 銭、そして 3 番札が 3 円 7 8 銭、4 番札が 4 円、そして 5 番札が 4 円 4 0 銭と、平均が 3 円 7 3 銭 4 厘ということでございます。

ですから、合意解除する前は税抜きで 3 円 4 0 銭でしたんですけれど、2 番目以降はそれ以上高い値段であったということでございます。

それから、お茶の松うらが入っておったかということでございますが、これにつきましては紙コップでございますので、日用雑貨という登録の中にはございませんので、株式会社松うらさんは入っていらっしゃらないということでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 1 3 番、大村議員。

1 3 番（大村 崇治君） 予定価格がまだ、聞いておりませんね。それから、お茶の松

うらさんが入っておらないと。しかし、実質、平成7年から今日まで実績があったわけですね。それはいわゆるコップということで、消耗品というか物品ということで、切り離れた考えでいかれたんですか。その辺がちょっと、2点、もう1回聞いておきます。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） ちょっと予定価格については、ちょっと今、私ども急な質問でしたんで調べておりません。

それと、今、申しましたように日用雑貨ということでございますので、そちらのほうのコップについては、日用雑貨のほうの部類でございますので、そちらのほうで入札をやらせていただいたということでございます。

議長（行重 延昭君） 13番、大村議員。

13番（大村 崇治君） あとは、先ほど言いましたように、委員会でさらにお願ひしたいと思います。

お茶の松うらさんは、ずっと7年間、今日まで、それぞれ紙コップも別に見積書を出しておられるわけですね。そうしたことからしたら、非常に実績があるわけですから、私が尋ねておるわけですが、それはまた、いいです。

それから、私の昨年の12月の一般質問で、財務部長さんは、価格の問題で他の競輪場と比べたら、入場者数、取扱量が圧倒的に他場が多いと、そういうことを申しておられましたが、今回の落札価格と従前の単価との価格差というのが、たまたまでしょうが、歴然たる差が出ておりますね。そういうことからして、さらにこの問題は特別委員会において御審議を賜るようお願いして終わります。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） これは、先ほど2円99銭と3円40銭の違いをおっしゃったんだろうと思うんですけど、3円40銭の場合は、これはお茶の葉とコップ、これを一体的にみなして契約しておると。というのは、これ事務簡素化ですね。お茶の葉っぱがなくなるころには、多分コップもなくなるだろうというふうなことで、そういった簡素化。そして経費、2つ一緒に頼むことによって経費の削減ができるという観点から、平成7年から延々とやっておるものでございまして、今回はたまたまそういったコップでございまして、コップだけの必要性が出てきたということでの比較でございますので、私はこれは比較する土壌がちょっと違うんじゃないかと、こういうふうな観点で思っております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 13番、大村議員。

13番（大村 崇治君） 財務部長がそこまで答弁するなら、またもとに戻りますよ。

もとの出発が、他市の競輪場やら、もともと特殊なものということで、近畿物産と随契を他市は皆やってきてるんですね。その原点にさかのぼってくるから、その話は今ここでしたらやぶ蛇じゃないですか。それは、そんなと言われるんなら委員会でどんどんやっていただきたいと思います。

それと、いずれにしても、素直にやっぱり受けとめていただきたいと思いますということだけ、ここで申しておきます。

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、なお審査の要があると認めますので、13名の委員をもって構成する一般・特別会計決算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、認定第2号につきまして、13名の委員をもって構成する一般・特別会計決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

これより、一般・特別会計決算特別委員会の委員を防府市議会委員会条例第8条第1項の規定により、次のとおり御指名をいたします。

事務局長より報告いたさせます。

議会事務局長（中村 武文君） 御報告いたします。敬称は省略させていただきます。

馬野議員、河村議員、久保議員、斉藤議員、佐鹿議員、重川議員、中司議員、原田議員、藤本議員、山下議員、山田議員、山本議員、横田議員、以上の13名でございます。

議長（行重 延昭君） ただいま報告いたしましたとおり、一般・特別会計決算特別委員会委員にそれぞれ御指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、一般・特別会計決算特別委員会委員には、ただいま御指名いたしました方々を選任することに決しました。

ここで、特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

委員会開催のため、暫時休憩をいたします。

なお、委員会の開催場所は1階の議会運営委員会室ですので、よろしく願いいたします。それでは、お願いします。

午前11時42分 休憩

午前11時53分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

休憩中に委員会が開催され、正副委員長が選出されましたので御報告をいたします。

委員長には馬野議員、副委員長には河村議員、以上でございます。

議案第 69 号工事請負契約の締結について

議長（行重 延昭君） 議案第 69 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 69 号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。本案は、当初予算で御承認をいただいております同報系防災行政無線整備工事の請負契約の締結についてお諮りするものでございます。

工事の内容につきましては、災害時等における地域住民への情報の伝達等のための無線局等を設置するものでございます。

お手元の参考資料にお示ししておりますとおり、制限付き一般競争入札の公募により参加のありました沖電気工業株式会社・有限会社防府電設共同企業体ほか 2 共同企業体により入札を行いました結果、すべての共同企業体が本市の定める低入札価格調査基準価格を下回ったため、その内容を調査・審議した結果、最低の価格で申し込みのあった共同企業体において、本契約の内容に適合した履行が可能であると判断し、その申し込みをした株式会社富士通ゼネラル・成長機電株式会社共同企業体を落札者と決定いたしましたので、これと契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。26 番、久保議員。

26 番（久保 玄爾君） 今の報告を聞いておりまして、1 つ疑問に思うことがあるんですが、予定価格を設定するときの資料をどういうふうにとってやられるのか。全部が予定価格より下であったというのがどうも解せないんですけど、その辺はどうなのでしょう。予定価格を決められるときに、いろんな資料を取ってこの価格というふうにされると思うんですけど、その辺ちょっとどうなっているのか。

議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

入札検査室長（安田 節夫君） 今回の工事については、製品の単価がございませんので、標準単価がないので、国内の 8 業者から見積もりを徴取いたしまして、その見積額の上限下限の異常値を外しまして、残りの最低価格、これを製品の単価として予定価格を設定しております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 8番、松村議員。

8番（松村 学君） 今回、低入札で一応契約をしていくことになりそうですけども、今後、この防災無線にかかってくる保守点検等々ちゅうのは、どのようになってしまうのか。入札されてやるのか、それともやはりこういう特殊な業者がやっていかれるようになるのか、その辺ちょっと確認させてください。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 保守点検につきましては、いわゆる今年度の3月末には完成をするという予定でございますから、新年度において保守契約をするということになるのかと思います。業者につきましては、今、まだ検討いたしておりません。

以上です。

議長（行重 延昭君） 8番、松村議員。

8番（松村 学君） 昔、よく1円入札というのがありまして、大体落札した業者が保守点検をずっと受け持っていく、特殊なもんでございますんで、なかなかほかのメーカーではさわれないというのがあります。

その中で、やはり保守点検料というのがすごいかぶされた金額に、今後なってくるケースが多いんですね、ほかの自治体でも。その辺は技術的によく精査されまして、その保守点検等々に当たっていただきたいと、これ要望でございます。

よろしくをお願いします。

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第69号については、原案のとおり可決されました。

議案第70号防府市議会委員会条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第70号を議題といたします。提出者の補足説明を求めま

す。26番、久保議員。

〔26番 久保 玄爾君 登壇〕

26番（久保 玄爾君） 議案第70号防府市議会委員会条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、次回一般選挙から議員の定数が27人になることに伴い、常任委員会の名称、委員定数及びその所管を改めようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第70号については、原案のとおり可決されました。

議案第71号防府市議会図書室条例及び防府市議会政務調査費の交付に関する条例中改正について

議案第72号防府市議会会議規則中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第71号及び議案第72号の2議案を一括議題といたします。提出者の補足説明を求めます。26番、久保議員。

〔26番 久保 玄爾君 登壇〕

26番（久保 玄爾君） 議案第71号防府市議会図書室条例及び防府市議会政務調査費の交付に関する条例中改正について及び議案72号防府市議会会議規則中改正について、一括して御説明申し上げます。

本2議案は、地方自治法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。なお、防府市議会会議規則の改正につきましては、法において、議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けることができることとされたことから、

本市議会においても全員協議会等について、議会活動としての位置づけを行うものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております議案第71号及び議案第72号の2議案については、原案のとおりこれを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第71号及び議案第72号の2議案については、原案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

議長（行重 延昭君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてをお諮りいたします。

各常任委員長から、委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第101条の規定により、お手元に配付しております申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

議長（行重 延昭君） 以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。これをもちまして、平成20年第3回防府市議会定例会を閉会いたします。長時間にわたり慎重な御審議をいただき、ありがとうございました。お疲れでございました。

午後 0時 5分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年9月24日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 山 下 和 明

防府市議会議員 田 中 健 次

